

運営協議会の目的について

1 設置の目的について

センターは、市町村が設置した運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保することとされている。(介護保険法施行規則第140条の6第2号ロ)

運営協議会の目的は、センターにおける各業務の評価等を行うことで、センターの適切、公正かつ中立な運営の確保を目指すことである。そのため、センターに年度毎の事業計画を立てさせ、業務の遂行状況を評価し、次年度の事業に反映させる等、PDCA サイクルを確立させるために、センターから事業計画書等を提出させて評価する必要がある。

(旭川市介護保険条例第2条の5、平成18年10月18日付け老計発第1018001号・老振発第1018001号・老老発第1018001号) 厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長 通知「地域包括支援センターの設置運営について」抜粋)

2 所掌事務について

○ 運営協議会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

① センターの設置等に関すること	
ア	センターの担当する圏域の設定
イ	センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更
ウ	センターの業務の委託先法人の総合事業及び予防給付に係る事業の実施
エ	センターが第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定等
オ	その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

② センターの職員配置基準に関すること	
ア	センターの職員配置基準について常勤換算方法を適用すること
イ	センターの職員配置基準について施行規則第140条の6第1号ロに定める複数のセンターの担当する区域の第1号被保険者数を合算することを適用すること（効果的な包括的支援事業等の実施のための各センターの役割分担やICTの活用を含めた情報共有・相互支援等の手法等を含む。）
ウ	センターの職員配置基準について施行規則第140条の6第1号ハに定める小規模自治体等における特例を適用すること

③ センターが総合相談支援事業の一部委託を行うことに関すること	
運営協議会は、一部委託の内容が適切かどうか、次に掲げる事項等をもとにセンターの設置者に対して意見を述べるものとする。	
ア	事業所の名称及び所在地
イ	事業の内容、期間、担当する区域並びに営業日及び営業時間
ウ	事業を担当する職員の職種及び員数

④ センターの行う業務に係る方針に関すること	
運営協議会は、センターの運営方針及び総合相談支援事業の一部委託方針の内容の適切性や見直しの必要性等について、市町村に対して意見を述べるものとする。	

⑤ センターの運営に関すること	
ア	運営協議会は、毎年度、センターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする。 a 当該年度の事業計画書及び収支予算書 b 前年度の事業報告書及び収支決算書 c 前年度のセンターの運営状況に関する評価の結果 d その他運営協議会が必要と認める書類
イ	運営協議会は、市町村の評価の方針に基づいて、事業が適切に実施されているかどうか、別に定める指標を踏まえて市町村が作成した基準に基づき、定期的に又は必要な時に、事業内容等を評価するものとする。その際にはアbの事業報告書及びcの評価の結果によるほか、次に掲げる点を勘案しながら評価を行うこととする。 (運営全体に関するもの) a 組織・運営体制 ・センターの人員体制が業務に対して適切なものとなっているか ・担当する区域における高齢者のニーズの把握を行っているか ・職員間、専門職間の連携が効果的に行われているか ・ランチ等との連携の向上につとめているか b 個人情報の保護 ・責任者を配置するなど個人情報保護の徹底が図られているか。

	c 利用者満足度の向上 ・適切な総合相談、苦情への対応ができる体制となっているか ・安心して相談できるようプライバシーの確保が行われているか d 公平性・中立性 ・公平性、中立性に配慮して、介護サービス事業所等の紹介や指定介護予防支援業務の委託先の選定を行っているか (個別の事業に関するもの) e 総合相談支援事業 ・相談内容ごとの対応状況が把握（進捗管理）できているか ・当該事業を一部委託している場合、事業の一体性が適切に確保できているか f 権利擁護事業 ・成年後見制度の活用、消費者被害の防止の取組がなされているか g 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 ・地域ケア会議の運営方針について職員間での共有ができているか ・介護支援専門員に対する効果的な相談対応がなされているか h 介護予防に係るケアマネジメント ・多様な地域の資源がケアプランに位置付けられているか i 市町村事業との連携 ・在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業との連携が適切になされているか ウ 上記のほか、市町村が必要と認めるもの
--	---

⑥	センターの職員の確保に関すること 運営協議会は、センターの職員を確保するため、必要に応じ、運営協議会の構成員や、地域の関係団体等の間での調整を行う。
---	--

⑦	その他の地域包括ケアに関すること 運営協議会は、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援ネットワークを支える地域の社会的資源の開発その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項を行う。 また、地域ケア会議の目的・機能に合致し、地域づくり、資源開発、政策形成等にかかる検討を行う場合は、地域ケア会議としてみなして差し支えない。
---	---